

魚津市告示第7号

魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱を次のように定める。

令和2年2月22日

魚津市長 村椿 晃

魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスに感染し、又は感染するおそれがあり、市民の健康、生命及び安全を確保する必要があるときに、新型コロナウイルス感染症に関する情報の共有化を図り、まん延防止対策等を迅速かつ適切に実施するため、魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長を、本部員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部長は、対策本部の事務を総括する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第3条 対策本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 対策本部の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

企画総務部長
民生部長
産業建設部長
議会事務局長
上下水道局次長
教育委員会次長
総務課長
健康センター所長
魚津消防署長